

御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱手続きフロー

計画検討

発電設備の設置に係る法令及び事業計画策定ガイドライン、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等他の関係法令も遵守

事業開始

① 標識の設置

②の説明会開催の30日前までに、計画事業地の見やすい場所に標識を設置し、標識設置届（第1号様式）を町に届け出るとともに、手続き等について助言・指導を受けてください。

② 地域住民への説明会の実施と自治会等との協定締結

地域住民に対し事業についての説明会を開催し、意見や心配事を十分に聞き、不安の解消や対策等に努め、合意が得られたら、自治会と協定を締結してください。協定の内容については要綱を参照してください。

③ 太陽光発電設備設計等事前協議書（様式第2号）の提出

必要な図面等、地域住民への説明会の経緯を記した書面、自治会と締結した協定書の写し等必要書類を添付し町に提出してください。

④ 太陽光発電施設設置に関する指導通知書（様式第3号）

事前協議書を関係各課で協議し、町としての指導内容を事業者に通知します。

⑤ 太陽光発電設備に関する協議報告書（様式第4号）の提出

④の通知書に対する対応、措置の状況等について報告書を町に提出してください。

⑥ 覚書の締結

町と事業者の協議の結果、合意が得られたら覚書を締結し、双方で保管します。

⑦ 太陽光発電設備着手届出書（様式第6号）の提出

発電設備工事に着手する30日前までに町に提出してください。

⑧ 太陽光発電設備運転開始届出書（様式第7号）の提出

発電設備の運転開始後、30日以内に町に提出してください。表示看板の設置、定期的なメンテナンス等法令を順守し、地域住民等と良好な関係を保ちつつ、事業を行ってください。

■ ……事業者、 ■ ……町、 ■ ……事業者・町

手続きに関するお問い合わせ先
御浜町役場 生活環境課 環境係
TEL 05979-3-0513
e-mail m-seikatu@town.mihama.mie.jp